

令和 8 年度
県有施設への P P A 方式等による
太陽光発電設備導入可能性調査業務仕様書

業 務 仕 様 書

令和 8 年 5 月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和8年度県有施設へのP P A方式等による太陽光発電設備導入可能性調査業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

1 本業務の目的

岩手県では、「県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針・工程表」に基づき、2030年度までに順次、太陽光発電設備を導入することとしている。

本業務は、太陽光発電設備導入に係る費用削減を図るため、オンサイトP P A方式やリース方式（以下、「P P A方式等」という。）による太陽光発電設備の導入可能性について調査するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度県有施設へのP P A等による太陽光発電設備導入可能性調査業務

(2) 委託期間及び委託予定額（上限）

ア 委託期間 委託契約締結の日から令和9年2月15日（月）まで

イ 委託予定額（上限） 13,096,000円（税込）

3 業務内容

(1) P P A方式等による太陽光発電設備の導入成立条件や契約条件等の整理

県内で事業が可能な複数のP P A事業者及びリース事業者にヒアリングを行い、P P A方式等の成立条件並びに契約条件を整理する。

(2) P P A方式等による太陽光発電設備導入可能施設の調査

ア 第一段階調査

県が受注者に対して提供する調査対象県有施設の一覧（80施設程度）の中から、施設用途、所在地、設置可能面積（航空写真等により確認）、消費電力量、築年数、国の交付金の活用見込み及び再エネ情報提供システム（REPOS）を通じた再エネポテンシャルの概略の情報、並びに(1)の条件整理の結果等から、P P A方式等による発電設備の導入効果が高いと思われる施設を、第一段階として選定する。

イ 第二段階調査

第一段階調査で選定した施設に対して、さらに次の調査・検討を行う。また、過年度の検討成果がある19施設についても以下①に示す確認を行う。

その結果をもとに、発注者と協議のうえ、「ウ シミュレーション等の実施」を行う対象施設を選定する。

① 設計図面や県が過去に実施した耐震診断資料等、県が提供可能な各資料により調査対象施設の耐荷重を確認する。なお、耐荷重の確認にあたり、新たな構造計算等は不要とする。

② 施設の現況等の確認

各種データの調査等により、施設の現況、屋根の防水維持状況を確認するとともに、景観上の懸念があるか、日射の障害になりうる設備等があるか等を調査する。

ウ シミュレーション等の実施

第二段階調査で選定した施設及び過年度の検討成果がある5施設について、次の調査・検討を行う。

① 発電設備の配置計画作成

施設における消費電力量や設置可能性面積等から、発電設備の出力、設置位置及び設置工法等を検討の上、配置計画を作成する。

② 想定発電量の試算

対象施設地域の日照状況を考慮の上、シミュレーションソフト等を用いて各施設の想定発電量を試算する。

③ 概算工事費の算出

配置計画に基づき、概算工事費（費用内訳を明記）を算出する。

エ 事業スキームの検討

- ・ ウ①～③を踏まえ、事業性や採算性の観点から導入手法や契約方法を比較評価し、最適な事業スキームを決定すること。導入手法には、「オンサイトPPA方式」、「リース方式」を必ず含めること。
- ・ 比較評価する際は、可能な限り細分化して内訳を示すとともに、「電気料金単価（円/kWh）」を明らかにすること。なお、試算に当たっては、活用できる国の交付金等がある場合は、当該交付金等を活用した場合の試算をすること。
- ・ 複数の優先導入施設で一括公募を行う際のコストメリットを定量的に評価し、導入に向けた年次計画を作成すること。

(3) 報告書作成

(1)～(2)の調査・検討結果をまとめた報告書を作成する。なお、報告書中で、航空写真等を用いて想定される設備設置箇所を図示すること。また、報告書の記載内容については県と協議するものとする。

(4) 協議・打合せ

本委託業務の実施に当たり、適宜、県と協議・打合せを行い、その議事録を速やかに作成する。作成した議事録は、協議・打合せ参加者への確認を得た後、速やかに提出するものとする。

(5) その他

企画提案参加者は、上記(1)～(4)によらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

4 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

(1) 調査報告書 2部

※ オンサイトPPAに係る公募型プロポーザルの発注に必要なプロポーザル要領書、

仕様書等を含むものとする。

(2) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 1式

※ 電子データはCD-R又はDVD-Rに収録し、提出するものとする。なお、電子データのソフトウェアはMicrosoft Word又はMicrosoft Excelを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途県と協議するものとする。

5 スケジュール

本業務は、概ね次のスケジュールでの進行を予定していること。

なお、詳細については、岩手県と受託者が協議のうえ決定するものであり、次のとおりとならない場合もあること。

令和8年7月(予定) 契約締結・業務開始

令和8年7月～12月 随時、県との協議・打合せ、進捗報告

※予算要求に向けて、令和8年9月上旬までに調査概要を報告すること。

令和9年2月15日(月)まで 成果物納入

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限②」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ② 岩手県は、上記「(1) 再委託等の制限②」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ③ 受託者は、上記①及び②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転する

こととするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

- ① 受託者は、法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- ② 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び本業務に従事する者を指定し、岩手県に報告すること。
- ③ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- ④ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も岩手県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、岩手県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- ⑤ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- ⑥ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- ⑦ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、岩手県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、岩手県の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、岩手県及び受託者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。